

早いもので今年も半分が終わり、いよいよ折り返し。最近では一年が経つのを早く感じるようになりました。それだけ毎日が充実しているんだと前向きに捉えております。

さて、今月のテーマは『ふるさと納税の改正』『住民税の特別徴収』の2本立てでお送り致します。 《ふるさと納税の改正》

1. 制度の概要

(1)控除額

都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

≠ 控除外 ▶ ▼ 控除額					
適用	所得税の控除額	住民税の控除額(基本分)	住民税の控除額(特例分)		
下限額 2,000円	(ふるさと納税額 - 2,000円) ×所得税率	(ふるさと納税額 - 2,000円) ×住民税率(10%)	『個人住民税所得割額の2割が限度』		

(2)手続き

原則・・・・・・・ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行います。

ワンストップ特例制度・・ふるさと納税先団体に申請する事により確定申告不要で控除が受けられます。

2. 改正の内容

(1)控除額の拡充(平成27年1月1日以降のふるさと納税について適用)

以前のふるさと納税制度では、個人住民税所得割額の 1 割が限度だったものが 2 割が限度となります。ただし、 以前の控除限度額が 2 倍になるという事ではありませんので、再度控除上限額をご確認ください。

(2)確定申告が不要となるワンストップ特例制度の創設(平成27年4月1日以降のふるさと納税について適用) ふるさと納税をした場合に寄附金控除を受ける為には、確定申告をする必要がありましたが、次の要件を満たす場合には、ふるさと納税先団体に申請する事により、確定申告をする事無く控除を受ける事が出来るようになりました。

もともと確定申告をする必要が無い人であること 平成27年4月1日以降の寄附であること

1年間の寄附先の地方自治体数が5以下である事

3. 注意点

(1)ワンストップ特例制度は平成 27 年 4 月 1 日以降のふるさと納税について適用されますので、平成 27 年 3 月 31 日以前のふるさと納税については、以前の通り確定申告が必要となります。つまり、平成 27 年 3 月 31 日以前に既に寄附を行われた方について、その納税の控除を受ける場合には、必ず確定申告が必要となります。 従って、4 月 1 日以降の寄附についてワンストップ特例制度を受ける事が出来ません。

- (2)ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な人のみが受けられる制度ですので、ふるさと納税以外の理由で確定申告をする必要のある方は特例制度を受ける事が出来ません。
 - 例) もともと事業所得や不動産所得等のある方

医療費が多く、医療費控除を受けられる方

保険の満期等が発生し、申告が必要な一時所得の金額が発生した方

住宅を建てられた年に、住宅ローン控除の適用を受ける為に確定申告が必要な方

株式の取引をされている方で、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を受けられる方

台風や白蟻の被害などにより、雑損控除を受けられる方 など

(3)確定申告が不要とはいえ、ふるさと納税(寄附)をすればそのまま税金が控除される訳ではありません。 確定申告を行わずに寄附金控除を受ける為には、寄附をした地方自治体に、寄附時に申請書の送付を申し込むか、 別途地方自治体に依頼して申請書の送付を受け、その申告特例申請書に必要事項を記入し寄附をした地方自治体 に送付する必要があります。申請書は寄附の度に必要となりますので、同一地方自治体に複数回寄附をした場合 には、その回数分の申請書の入手及び返送が必要となります。

(4)寄附先が 5 自治体以下であること

寄附先数の制限は自治体の数である為、同一の自治体に複数回寄附を行う事により、年間に 5 回以上の寄附を行った場合でも、その寄附先の合計が 5 自治体以下である場合には、ワンストップ納税制度を受ける事が出来ます。

(5)年の途中で住所が変更となった場合

寄附をした翌年の1月10日までに、寄附を行った地方自治体に対し変更届出書を提出する必要があります。

4. ワンストップ特例制度と確定申告

ワンストップ特例制度を利用する事により、確定申告が不要となったとはいえ、申請書の提出など色々な手続きが発生します。複数個所に寄附をされる方については、その都度申請書の入手及び返送の手間を考えますと、確定申告一回の方が手続きとして簡単な場合がございます。また、本来確定申告をするつもりは無かったので、申請書の手続きを行ったが、医療費控除などを受ける為に、確定申告をする必要が出てきた場合は、そちらで寄附金控除の手続きを行っていないと、寄附金控除が受けられなくなりますので、ご注意下さい。

《住民税の特別徴収》

平成28年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所(当面、従業員が3名以上の事業所)を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収を徹底します。と岡山県のHP上でアナウンスがありますので、平成28年度(平成28年6月)から、次の用件に当てはまる事業所については、特別徴収の義務がございます。

1. 特別徴収義務者として指定する事業所の範囲

所得税の源泉徴収義務の給与支払者(当面、特別徴収を行うべき従業員が3名以上の事業所を対象とします。)

2. 特別徴収を行うべき従業員の範囲

原則として、所得税の源泉徴収を行っている従業員

例外として「普通徴収:個人で納付」とすることができる従業員

次の理由に該当する場合は、普通徴収(従業員が自分で納付)とすることができます。

(1) 他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)

(給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。)

- (2) 給与が毎月支給されていない方(不定期受給)
- (3) 毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方
- (4) 専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)
- (5) 雇用契約期間が1年未満の方
- (6) 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方 (休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)
- (7) 総従業員数が2人以下の事業所

(他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、上記の(1)~(6)の理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。)

上記(1)~(6)のほか給与所得が各市町村の非課税基準以下の場合は、特別徴収の対象とならない場合があります。

(市町村が給与支払報告書により決定します。) Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー:「Vision」 今月の開催日は7月9日(木)です 不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか

開催日	対象者	申込期限
7月9日(木)	5.6.7.8月決算法人	7月3日(金)
8月6日(木)	6.7.8.9月決算法人	7月31日(金)
9月10日(木)	7・8・9・10月決算法人	9月4日(金)

7 月のスケジュール

. /302//2 = //				
9	木	*経営計画書作成セミナー:Vision		
10	金	*6月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 *1~6月分源泉所得税の納付期限(納期特例) *社会保険算定基礎届の提出期限 *労働保険料申告・納付期限		
15	水	*所得税の予定納税額の減額申請(第1期分)		
31	金	*5月決算法人の確定申告・納付期限 *11月決算法人の中間申告・納付期限 *所得税の予定納税額の納付期限(第1期分) *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超[国 税のみ]の2・8月決算法人)		